

## 平成 29 年度第 3 回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 平成 29 年 10 月 19 日 (木) 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 流山市役所第 1 庁舎 3 階 庁議室
- 3 招集日 平成 29 年 10 月 3 日
- 4 出席委員  
宮嶋 佐和子、中村 悦子、山本 茂、福田 芙美子  
保田 国伸、稲田 衣子、秋元 篤司、鈴木 孝夫  
志摩 誠、前田 良助、木川 稔
- 5 欠席委員  
椎名 和彦、中久木 典子
- 6 事務局  
湯浅市民生活部長、今野市民生活部次長兼国保年金課長  
鈴木国保年金課長補佐、吉野国保年金課長補佐  
佐藤国保賦課給付係長、宮澤国保収納係長
- 7 傍聴者  
なし
- 8 議題  
(1) 「平成 30 年度からの国民健康保険の広域化」について  
(2) 「千葉県における標準保険料率 (試算結果)」について  
(3) その他
- 9 配付資料  
(1) 国民健康保険の広域化について  
(2) 千葉県における標準保険料率 (試算結果) について  
(3) 流山市国民健康保険条例 (抜粋)  
(4) 流山市国民健康保険規則 (抜粋)  
(5) 国民健康保険必携
- 10 会議時間 開会 午後 2 時 00 分  
閉会 午後 3 時 10 分

市民生活部長より委嘱状交付後開会

## 議事内容

(事務局)

ただいまから、平成29年度第3回流山市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、市民生活部長よりあいさつを申し上げます。

(市民生活部長)

本日は雨の中、また、お足元の悪い中、お集まりいただきまして有難うございます。

このたびは、流山市国民健康保険運営協議会の委員を快くお引受けいただきまして有り難うございます。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法により設置が義務付けられ、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項を審議する市長の諮問機関で、保険者である市町村に設置されています。

本市運営協議会の委員におきましては、一般公募に応募いただきました被保険者代表の方4名をはじめ、市内の保険医並びに保険薬剤師の方4名、公益の代表といたしまして、流山商工会議所、JAとうかつ中央、流山市シルバー人材センター、流山市社会福祉協議会から推薦をいただきました方4名、また、被用者保険等保険者を代表する千葉県市町村職員共済組合から1名、合計13名で構成されており、本日、新委員にお集まりいただき、初めての協議会となります。

本日は、新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、現在の国保制度について担当から説明する予定となっています。

新しい委員の方が加わりましたことで、今までと違った視点からの議論もあるかと考えておりますので、委員の皆様には、これから2年間にわたり、これまで培われた豊富な知識やご経験による幅広い見地からの忌憚のないご意見、ご議論をいただき、将来にわたって国民健康保険を持続可能な制度とし、誰もが安心して医療を受けることができる医療保険制度の構築のため、お力をお貸しいただきますようお願い申し上げます。

(事務局)

それでは改選後初めての協議会になりますので、委員各位から自己紹介をお願いいたします。

《 委員自己紹介 》

《 欠席委員の紹介 》

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

《 事務局自己紹介 》

(事務局)

《 配布資料の確認 》

事務局からお願いを申しあげます。会議録の作成のため、説明、質疑、答弁に当たっては、氏名を名乗ってから発言されるようお願いいたします。

それでは流山市国民健康保険規則第4条第1項の規定により、協議会に会長及び会長代理を置くことになっていますが、会長が選出されるまでの間、仮議長が職務を行うこととなっています。仮議長を市民生活部長が務めたいと存じますが、いかがでしょうか。

< 異議なしの声 >

(事務局)

それでは、市民生活部長が仮議長を務めさせていただきます。

(仮議長)

それでは会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は10名です。よって定足数に達していますので、会議は成立していることをご報告いたします。これより会長の選出を行います。

流山市国民健康保険規則第4条第2項に会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうち、全委員の互選によって定めると規定されております。選出の方法としましては、立候補による投票、指名、推薦等がありますが、委員の皆様から推薦していただく方法でよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

(仮議長)

ご異議なしと認めます。それでは、委員の皆様から、会長及び会長代理につきまして、ご推薦をお願いいたします。

(委員)

会長及び会長代理を推薦させていただきます。

公益代表として、JAとうかつ中央役員であります秋元委員に会長をお願いしたいと思えます。

また、会長代理には、流山商工会議所役員であります志摩委員をお願いしたいと思えます。

以上でございます。

(仮議長)

他にご意見ありませんでしょうか。

それではお諮りいたします。只今推薦をいただきました、会長には秋元篤司さん、会長代理には志摩誠さんを選出することに、ご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

(仮議長)

異議なしと認めます。よって会長には、秋元篤司さん、会長代理には、志摩誠さんを選出することに決定しました。流山市国民健康保険規則第6条に、協議会の議長は会長とすると規定されておりますので議長と交代します。議事進行にご協力をいただきありがとうございました。

< 議長交代 >

(議長)

只今、当協議会の推薦を受けまして会長を引き受けることとなりました秋元です。よろしく申し上げます。

(議長)

会長代理をご紹介します。

(会長代理)

会長代理をご指名いただきました志摩です。よろしくお願いいたします。

< 稲田委員参会、議事一時中断、委嘱状交付、自己紹介 >

(議長)

それではこれより議題に入ります。

まず、議題1の国民健康保険の広域化及び議題2の千葉県における標準保険料率試算結果については、関連しておりますので、一括にて説明をお願いします。

(事務局)

国保年金課長の今野です。よろしくお願いいたします。失礼して着座にて説明させていただきます。

資料1をご覧ください。1の市町村国保の背景と方向性についてですが、現在の国民健康保険の運営状況について、ご説明いたします。大きく分けて三つの課題があります。1の年齢構成になりますが、①年齢構成が高く、医療費水準が高い。国保は、比較的医療費水準が高い65歳から74歳の前期高齢者の割合が3分の1を占めており、一人当たりの医療費は健康保険組合などの約2倍となっています。

2の財政基盤としては、②所得水準が低い、国保加入世帯の約3割が無所得になります。③保険料負担が重い。医療費水準が高く、所得水準が低いことから保険料負担は重くなります。④保険料の収納率低下、社会保険等は給料から天引きする方法をとっていますが、国保の場合は、納付書などによる自主納付のため、収納率が低くなります。⑤一般会計繰入・繰上充用ですが、保険料の高額化を抑えるために一般会計からの繰入や繰上充用を行っているのが実態です。

3の財政の安定性・市町村格差についてですが、⑥財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が存在します。流山市においては、

被保険者数は3万8千人程度になりますが、3,000人未満の小規模保険者が約4分の1程度存在しています。⑦都道府県内市町村間での所得や医療費などの格差が大きくなっています。

このように三つの大きな課題を抱えています。これらを改善するため、社会保障制度改革国民会議において税と社会保障の一体化を議論し、平成25年に報告書が提出されています。これを受けて同年12月に社会保障改革プログラム法が臨時国会で成立しています。このプログラム法では大きな二つの柱が打ち出されました。

一つは財政支援の拡充、もう一つは運営のあり方の見直しを掲げています。

具体的には、財政支援の拡充としては、平成27年度から約1,700億円、平成30年度から更に約1,700億円を毎年支援費として追加交付されますが、これについては後程説明します。運営のあり方の見直しとしては、財政運営を都道府県が担うことを基本としています。スケールメリット効果を図るということで、財政母体を大きくし財政基盤を安定させます。

このプログラム法を受けて平成27年5月27日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が成立しました。

2、国保制度改革の概要についてですが、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。

下の図をご覧ください。現行の国保運営は市町村が個別に行っています。図の左側です。図の中央は、制度改革の二つの柱です。改革後は図の右側になります。都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村が納付、都道府県は給付費に必要な費用を全額市町村に支払うという形の運営上の改革が行われます。納付金は、市町村ごとの被保険者数、年齢構成、医療費水準、所得水準などを考慮し決定します。また、納付金の財源となる保険料の標準保険料率が市町村ごとに提示されます。

次に、3、改革後の財政の仕組みと支援の拡充について説明します。

国からの財政支援として、平成27年度からは低所得者対策の強化のため、軽減対象となる低所得者数に応じた支援が約1,700億円拡充され、平成30年度からは財政調整交付金等の財政機能の強化や、医療費適正化の取組への保険者努力に応じた支援が約1,700億円

拡充され、合計3,400億円の公費が投入されます。

費用の流れとしては、現在は市町村国保特別会計に国・県の公費、市一般会計繰入金、保険料徴収金等で国保財政を市町村ごとに運営しています。改革後は都道府県にも国保特別会計を設置し、定率国庫負担金等の公費や、市町村からの納付金等により財政運営することになります。市町村の国保特別会計は、国・県からの保険料軽減等の公費、市一般会計繰入金、保険料徴収金等から、事業費納付金指示額を都道府県に納付します。保険給付費は、都道府県が全額を市町村に交付し、市町村が保険給付費を支払います。

次に国保制度改革の主な内容と流れについてですが、大きな4になります。平成30年度から新国保制度が施行されるまでのスケジュールを国、都道府県、市町村に分けて示しています。

国のスケジュールですが、法令整備については大方終了しています。現在は、平成30年度の保険料率を決定するための係数などの最終調整に入っています。平成30年度からは、先ほど説明した財政支援の拡充が実施されます。

都道府県については、現在、標準保険料率などの決定向けの試算や検討を行っています。市町村とのデータ連携のためのシステム整備については終了しています。国保運営方針については、県国保運営協議会や市町村の意見を聞きながら策定中であり、平成30年度以降は都道府県が中心となって財政運営を行っていきます。

市町村については、システム改修は、すでに終了しています。9月に示された保険料率を参考に平成30年度の保険料率などについて検討をしています。平成30年度からは、今までの事務を引き続き行うと共に広域化による事務が加わります。

現在、このような大きな改革に向けて準備事務を進めており、平成30年度からは新しい国民健康保険制度が始まります。

次に、9月に示されました標準保険料率の第3回試算結果について、説明します。

納付金についてですが、当該年度に係る県全体の保険給付費の見込を立て、それを賄うための必要な保険料を算定します。必要な保険料については、県下の市町村に納付金として割当てられるのですが、その方法は、市町村ごとの被保険者数、所得水準、医療費水準などが勘案され決定されます。各市町村は保険料徴収金などから割当てられた納付金を県に納付し、県が国保財政を運営していくことになります。

資料 2 をご覧ください。1 の広域化についてですが、平成 30 年度からの国民健康保険制度の広域化に向けて、新制度を前提に標準保険料等の試算を県が行い、その結果が 9 月 8 日に公表されました。新聞報道では具体的なことは掲載されませんでしたでしたが、県のホームページでは、市町村ごとの保険料率などの結果が掲載されています。この第 3 回目の試算は平成 29 年度予算を基に行っています。平成 30 年度に納付する納付金、標準保険料率については、平成 30 年 1 月に示される予定です。今回の広域化では、市町村ごとの所得水準や医療費水準によって標準保険料が決まることとなりますが、流山市のように国保被保険者の 1 人当たり所得が他市に比べて相対的に高い市町村は、国から公費拡充分が投入されるにもかかわらず、標準保険料が他市と比較して高く算出される傾向になっています。このことから、県内において保険料が、かなり上昇する市町村が出てきます。このような事態を回避するために、今回公表された第 3 回試算では、国から手当される公費拡充分の一部及び県繰入金を取込み、激変緩和措置を複数パターン行った上での結果が示されました。激変緩和措置を説明しますと、広域化により保険料が上昇する市町村に対して、一定割合、2%又は 1%を設け、その一定割合を超過した市町村に対し、県繰入金や暫定措置国公費を投入して、保険料の伸びを一定割合で頭打ちさせるものになります。右のイメージをご覧ください。A 市の場合ですが、平成 27 年度と比べ第 3 回試算では、かなり上昇しています。一定割合を超えた市町村に対して激変緩和措置を講じますので、この図では一定割合を 2%としています。2%を超えた部分については、激変緩和のための財源を優先的に配分し、超えた部分については負担しなく良いこととなります。B 市の場合ですと、平成 27 年度と比べ第 3 回試算では上昇していますが、上昇の幅が 2%以内ですので激変緩和措置を講じられません。また、C 町の場合は平成 27 年度と比べますと第 3 回試算では下がっていますので、激変緩和措置を講じられません。以上が激変緩和措置のイメージになります。

第 3 回試算結果において流山市がどのようになったかですが、2 になります。ここでは、1 人当たりの保険料と県に納付する事業費納付金を示しています。また、平成 27 年度決算と平成 29 年度試算を比較しています。(1) の激変緩和措置を講じなかった場合になりますが、県平均では平成 27 年度と平成 29 年度試算を比べますと、1,012 円の減少になります。流山市は県内において所得水準が高い方



ですから、平成27年度と比べますと平成29年度試算は4,410円の増加になります。(2)の激変緩和ありAパターンの2%を上限とした場合は、1,424円の上昇になります。(3)の激変緩和ありBパターンの1%を上限した場合は、725円の増加になります。このような結果を踏まえ、今後の保険料について議論が必要になるわけですが、流山市は平成28年度に料金改定を行っていただきますので、実際には増加額がここまでは大きくありません。

次に県から示された納付金についてですが、右の図になります。(1)の激変緩和なしの場合ですが、納付金額は約46.6億円になります。図中に調整額マイナス5.5億円とありますが、これは保険料、納付金以外に出入りのある金額になりますが、例えば歳出では、人間ドック、特定健診、葬祭費等の保健事業費など、歳入では、基盤安定繰入金、保険者努力支援制度の交付金、滞納繰越分徴収金などがあります、歳入歳出を差し引くと約5.5億円の余剰金が出ますので、保険料収納必要総額は納付金額46.6億円から5.5億円を引きますと41.1億円になります。激変緩和措置が講じられた場合は、Aパターン、Bパターンともに保険料収納必要総額は約40億円になります。

この結果を踏まえますと平成30年度予算編成にあたっては、保険料は、平成28年度に改定した料率で行えると考えていますが、今後、庁内関係課と協議を進めていきたいと思っています。

以上で説明を終わります。

(議長)

ただいま事務局から説明のありました国民健康保険の広域化及び千葉県における標準保険料率(試算結果)について質問、意見がありましたらお願いいたします。

山本委員、どうぞ。

(委員)

説明の中で、平成28年度に料金改定を行っているのですが、平成30年度の保険料については、改定せずに現行の保険料率で行けるのではないかとありました。平成30年度の試算はまだになりますが、激変緩和措置がなし、ありA、Bとありますが、どのパターンになっても、改定無しでいけるということでしょうか。

(事務局)

激変緩和措置は必ず講じられますので、A、Bパターン、どちらかが適用になります。どちらのパターンになりましても約40億円の保険料収納必要額になります。平成30年度の試算はまだですが、平成30年度の納付金などについては、今回の試算と同等程度になるかを見込んでいます。なお、流山市の場合、保険料が不足する部分については、赤字補填として一般会計から公費を繰入しています。平成30年度においては、保険料を改定しなくても赤字補填分で調整できる範囲内であると考えています。

(委員)

最終的には、流山市としても1月に決まるということでしょうか。

(事務局)

平成30年度の納付金などは1月以降に決定されます。平成30年度の予算編成にあたっては、想定する数字を計上するようになると思いますが、間に合えば県から示された数字を計上していきます。

激変緩和措置について、もう少し説明させていただきます。激変緩和措置については、いつまでも講じられるものではありません。徐々に激変緩和措置が縮小されていきますので、それに伴って保険料率改定などの検討が必要になります。ただ、制度改正後、どのようになるかは1, 2年経たないと分かりません。また、現在の国保状況は動いている時期であります。特に、被保険者数が減少している、また、団塊世代の方、医療費のかかる方々が後期高齢者医療に移行していく状況など、これらを勘案した上で、保険料改定については検討していくことになります。

(議長)

他に質問はありますか。

福田委員どうぞ。

(委員)

保険料収納必要額が想定より下回った場合は、赤字補填をするとのことですが、補填額は、保険料必要額の何%程度見込んでいるのか。

(事務局)

流山市の財政は、現在、平成31年度までの下期実施計画に基づいて実施しています。そのなかで国保には、4億5千万円程度配分されています。この額を超えますと庁内協議が必要となりますが、平成30年においては配分内に収まると考えています。

(議長)

他に質問はありますでしょうか。

中村委員どうぞ。

(委員)

流山市は、県内でも1番目ぐらいに人口が増えています。特に若い世代が増えていますので、団塊世代が多くても国保財政には好影響に働くと思うのですが。

(事務局)

人口は増えている状況にありますが、国保に加入していない方々が増えています。税収などは増えますが、国保財政などには影響が少ない。昨今の国保加入者数は、短時間労働者の被用者保険適用の拡大、団塊世代の後期医療への移行などにより急激に減少しています。

(議長)

他に質問がありますでしょうか。

ご質問がなければ、国民健康保険の広域化及び千葉県における標準保険料率(試算結果)につきましては、終了させていただきます。

その他、事務局から報告等がありますでしょうか。

(事務局)

次の運営協議会の開催についてですが、3月議会開会前、2月初旬頃になりますが、議案につきましては平成30年度予算(案)、広域化に伴う所用の条例改正、データヘルス計画などを予定しておりますのでよろしくお願ひします。

(議長)

それでは、閉会としますが、本日は、委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。

これで平成29年度第3回流山市国民健康保険運営協議会を閉会します。